報告第９号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

平成２９年８月２５日提出

豊川市長　山　脇　　実

別紙

（福祉部関係）

１	専決年月日	平成２９年６月１５日
	相手方	岡崎市在住の６０代女性
	損害賠償の額	４７４，０７０円
	概要	平成２９年４月２０日午前１０時５０分頃、豊川市赤坂町松本８８番４地先の国道交差点において、職員の運転する自動車が相手方の運転する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。

（建設部関係）

１	専決年月日	平成２９年７月２４日
	相手方	豊橋市在住の４０代男性
	損害賠償の額	１１，８８０円
	概要	平成２９年５月２５日午後２時４０分頃、豊川市正岡町南田６３３番２地先の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。